平成２５年（フ）第５０号
青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻652番地６
債務者　三浦　真実
１　決定年月日時　平成25年８月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３１３６号
大阪府門真市石原町32番17号
債務者　堀内　香澄（旧姓島根）
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２２号
大阪府寝屋川市池田１丁目11番11号
債務者　松元香枝子
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２３号
大阪府寝屋川市池田１丁目11番11号
債務者　松元　　努
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６２号
大阪府高槻市野田４丁目５番14号
債務者　髙橋　和美
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７５９号
大阪府門真市石原町36番14号
債務者　山本　　稔
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７５号
大阪府茨木市紫明園７番３号　ＶＩＰ紫明園102号
債務者　西村まゆみ（旧姓藪中）
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４１号
大阪府茨木市新堂２丁目３番32号　ジュネス新堂106号、前住所大阪府茨木市宮元町５番１号　山﨑第二マンション402号
債務者　濵﨑慎太郎
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５号
函館市千歳町20番13号
債務者　古川　節子
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５０号
函館市神山３丁目23番２号
債務者　山下　洋子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５６号
函館市山の手１丁目１番12―206号
債務者　小甲日出男
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１４号
埼玉県八潮市大字南後谷66番地　村上マンション303
債務者　牧野　正幸
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
埼玉県八潮市大字南後谷66番地　村上マンション303
債務者　片岡美由紀
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
埼玉県八潮市大字大瀬669番地２　アマーレ藍702、旧住所埼玉県八潮市大字大瀬382番地１
債務者　藤本百合也
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
愛知県安城市大山町２丁目13番地15、前住所愛知県岡崎市大門５丁目６番地１　中央マンション大門405
債務者　長尾　全弘
１　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
秋田県横手市十文字町字西上85番地８
債務者　榊　　健一
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３１３号
埼玉県草加市谷塚２丁目９番１号　サンファミリー徳岡503号室、住民票上の住所埼玉県八潮市大字南後谷20番地９
債務者　藤原　　瞳
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係